

**平成 30 年度第 1 回
岡山県発達障害者支援地域協議会・岡山県広域特別支援連携協議会
議事録**

開催日：平成 30 年 7 月 3 日（火）

場 所：ピュアリティまきび

1 開会

（開会あいさつ）

障害福祉課長： 本日はお忙しい中、また、台風が来ているとの事で足元の悪い中、ご出席頂きまして誠にありがとうございます。また、皆様方には協議会に先立ちまして岡山県発達障害者支援地域協議会並びに岡山県広域特別支援連携協議会の 2 つの協議会の委員として就任して頂きまして重ねて厚く御礼を申し上げます。お手元に委員の一覧を配布させていただいております。

本日の会議は、先ほどもありました二つの協議会を同じ趣旨の元で併せて開催するものです。後ほど担当の者から説明を申し上げますけれども地域協議会の経緯を少しお話申し上げますと元々、発達障害者支援法が施行されました平成 17 年度に、岡山県発達障害者支援体制検討委員会として立ち上げ、実施をしていたところであります。平成 28 年度に当法が改正になりまして、その中に発達障害者支援地域協議会が位置づけられたということ踏まえまして、昨年度 29 年度から現在の名称に改定いたしまして、改めて発達障害者支援地域協議会として発足したものであります。

発達障害につきましましては、特に近年、その障害への理解とともに、様々な角度から当事者の方、御家族の方、あるいは支援者の皆様方、それぞれの御立場で支援へのニーズ、関心というものが高まってきているというように感じているところでございます。

国においても厚生労働省と文部科学省との連携で、家庭と教育と福祉のトライアングルという観点においた議論がなされているところです。また、県議会の方でも、先般、閉会を致しました 6 月定例会におきまして、そうした話題が取り上げられたところでございます。今後益々そうした事を踏まえまして、積極的な取組が求められていくだろうと考えております。

この会議を含めまして、年間で 3 回開催を予定しております。本日は、その第 1 回目ということでございまして、この後、現在進めております「トータルライフ支援プロジェクト」、この取組の状況を報告させて頂き、それに対しまして、今後に向けた皆様方から忌憚のない御意見を頂戴できればと思っております。今年度も関係の皆様方と一体となって、より効果的な取組につながるように議論を重ねながら進めてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

（委員長選任）

司 会： 御出席の委員の皆様方の御紹介は、御手元の出席者名簿及び配席図により代えさせていただきますが、小池委員につきましては、急遽御欠席となっております。

続きまして、議事に入りますが、岡山県発達障害者支援地域協議会設置要綱並びに岡山県広域特別支援連携協議会設置要綱により委員の互選により委員長を定めることとなっています。事務局といたしましては、川崎医療短期大学学長の小池委員に委員長をお願いしたいと考えています。皆様の御依存がなく、小池委員の了解が得られれば、委員長に御就任いただくということでしょうか。

委員： 異議なし。（全員拍手）

司 会： 本日の議事進行についてですが、小池委員は御欠席となっていますので、事務局としましては、中島委員をお願いしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

委員： （全員拍手）

2 報告事項

議事進行： それでは、議事に従って、まず事務局から御報告をお願いします。

事務局： 報告事項につきまして、まず資料の1ページをお開きください。
発達障害者支援法が平成28年に改正になり、法律の第十九条の二が新設になりました。これにより、平成17年度から発達障害者支援体制検討委員会という名称で委員会がありました。名称を29年度から変更して、法律に基づいた協議会として発足しています。資料の2ページについては、その発達障害者支援地域協議会の設置要綱を掲載しています。3ページには、教育庁の方で設置されている岡山県広域特別支援連携協議会の設置要綱を掲載しています。2つの協議会が協働で発達障害のある方の支援を進めていくということにしています。次に5ページをお願いします。協議会の委員名簿になります。昨年度と所属は変わっておりませんが、役職が変わられた方や人事異動で新たに委員になられた方がおられますが、失礼ながら御紹介は名簿により代えさせていただきます。次に、本協議会の進め方についてですが、資料の6ページをご覧ください。本日が第1回の会議ですが、あと2回、10月と来年2月の開催を予定しています。次に会議の公開に係る取り扱いですが、資料は7ページになります。先ず1つ目の公開基準ですが、基本的には公開ということにしていますが、個人情報とか、公正かつ円滑な議事運営に支障が出るというような場合は、一部非公開とすることもできるとしています。2つ目の公開の方法は、傍聴希望者に傍聴を認めるということで、3つ目は、会議の開催周知については、開催日の1週間前までに県のホームページに議題等を掲載するという方法で行うこととしています。受付時間が、本日20分ほど設けていましたが、特に傍聴の希望はありませんでした。それから最後に会議資料、議事録の公開ですが、原則として岡山県のホームページに掲載します。なお、発言委

員の氏名は掲載しないものとします。報告事項についての説明は以上です。

議事進行： ただいま事務局から報告があったように、本年度こういう方向で進めていきたいということなので、今回、委員の交代ということもあって、最初から説明したということと思いますが、何か御意見がありますでしょうか。特になければ、よろしいですか。

3 議題

(1) 発達障害のある人のトータルライフ支援プロジェクトの実施状況について

議事進行： それでは、次に議題に入らせていただきます。議題1「発達障害のある人のトータルライフ支援プロジェクトの実施状況について」、事務局から説明をお願いします。

事務局： まず、別冊の発達障害のある人のトータルライフ支援というイメージ図がある冊子をご覧ください。最初の方に、発達障害のある人のトータルライフ支援で、左側に県と市町村の連携、右側に保健、医療、福祉、教育、労働の連携というのがあります。このイメージ図のとおり、このプロジェクトは、1番が発達障害のある人の支援体制整備の推進、2番が人材育成の推進、3番がトータルライフ支援の推進、この3つの柱から成り立っています。次のページ以降は、プロジェクトの推進ビジョンになります。この推進ビジョンは平成29年度から32年度（2017年度～2020年度）までを対象期間としたプロジェクトの全体構想を示すものとしています。

元の資料の8ページの「発達障害のある人のトータルライフ支援プロジェクトの実施状況について」説明します。まず1点目は、支援体制整備の推進についてですが、8ページの(1)に発達障害者支援地域協議会、当協議会を載せています。この協議会の下にワーキンググループを設けて具体的な施策の進め方について検討しています。ワーキンググループの構成はご覧のとおり、「地域支援」、「成人期支援」、「人材育成」及び「医療連携」の4つのワーキンググループを設置しています。昨年度設置しました医療連携ワーキンググループでは、専門医の養成、確保等についての専門医療分野からの助言をいただきながら検討を進めることとしたいと考えています。

続きまして、9ページ目ですが、県発達障害者支援センターの運営です。県発達障害者支援センターは、本所は岡山市、県北支所は津山市ですけれども、幅広い支援に対応していきまして、中段の下に相談支援実績の表を載せています。県と岡山市との合計ですが、4,549件の延支援件数でして若干の増加になっています。内訳で見ますと、県のおかやま発達障害者支援センターについては、やや減少傾向も見られますが、これにつきましては、この後説明する市町村への発達障害者支援コーディネーターの配置が進んで、身近な相談はコーディネーターの方が対応していることが減少の要因と考えられます。

資料の 10 ページ目は、市町村の支援体制についてです。発達障害者支援コーディネーターの配置によりまして、支援体制の整備を促進しているところですが、今年度から開始した里庄町、西粟倉村の 2 町村を含めまして 23 市町村でコーディネーターの配置が進んでいます。コーディネーターの方には、相談支援はもちろん、個別の支援計画の作成をする為の連絡調整会議等の開催の役目も担っていただいているところです。未設置の 3 町村につきましては、できるだけ早い時期の配置ができるよう、県の発達障害者支援センターとも連携し働き掛けを行っていきたいと考えています。

11 ページは、家族支援の体制についてです。発達障害がある人の保護者で研修を修了された方をペアレントメンターとして、相談助言等に当たっていただいているところです。県では、平成 25 年度から派遣をしていますが、昨年度研修を修了された方を含め、現在 49 名の方がペアレントメンターとして活動をしています。活動実績は、11 ページに記載のとおりですが、啓発研修やペアレントトレーニング等での支援を実施しており、家族支援に非常に大きな役割を果たしていただいています。また、今年度は子どもの行動に応じた関わり方を学ぶペアレントプログラムやペアレントトレーニングの取組を拡充することとして、明日開催する家族支援研修会においてもペアレントトレーニングの体験演習を予定しています。

別冊「関係する国の通知」の 3 ページ目ですが、教育と福祉の一層の連携等の推進についての写しを添付しています。この文章 2 段落目ですが、「特に発達障害者支援については、発達障害者支援法の一部を改正する法律が平成 28 年 8 月 1 日から施行されており、「個々の発達障害者の性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じて、かつ、医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体相互の緊密な連携の下に、その意思決定の支援に配慮しつつ、切れ目なく行なわなければならない」とされています。こうした課題を踏まえ文部科学省と厚生労働省では、昨年 12 月より、両省による家庭と教育と福祉の連携「トライアングル」プロジェクトによって検討を行い、この度本年 30 年 3 月に報告を取りまとめた」との記載があり、発達障害者支援に重点をおいた通知内容となっています。通知全文の説明は時間の関係で省略させていただきますが、自治体に求められる取組の 1 つとして、5 ページを開いていただきまして、5 ページの中段の下に（3）保護者同士の交流の場等の促進について、周囲に子育てに関する悩み等を話せる人がおらず、障害がある子供の保護者が孤立感・孤独感を感じてしまい、家に引きこもってしまう場合があることを踏まえ、各地方自治体においては、こうした保護者同士の交流の場を設けるピアサポートの推進や専門的な研修を受けた障害のある子供を持つ保護者ペアレントメンターの養成及びペアレントメンターによる相談支援を実施すること、また、家庭での教育も重要であることから、保護者が発達障害者の特性に踏まえた接し方や褒め方等を学び、子供の問題行動を減少できるよう、保護者に対してペアレントプログラムやペアレントトレーニングによる支援を行うこととされており、岡山県においても積極的に取組んでいきたいと考えています。

それでは、元の資料に戻って、12 ページをお願いします。ここからは、人材育成の推進になります。1 つ目は発達障害児（者）支援医師研修事業ということで、平成 28 年度から県精神科医療センターと連携して、かかりつけ医等発達障害対応力向上研修として進めています。その修了者はこの表のとおりですが、3 回の研修で平成 29 年度の延数ですが 500 人を超える方が受講されています。

かかりつけ医と関連して、専門医についてですが、先程、医療連携ワーキンググループにおいて、専門医の養成確保等について専門医療分野から助言をいただきながら検討を進めると説明しました。関連する国の通知として、別冊の「関係する国の通知」をご覧ください。別冊の資料の 23 ページですが、国の通知「発達障害専門医療機関ネットワーク構築事業の実施について」の写しを添付しています。ここに、地域における発達障害の診断に係る初診待機を解消するため、専門的な医療機関を中心とした医療のネットワークを構築し、発達障害の診療支援や地域の支援機関との連携を行う医師等を養成するための研修等を実施することにより、発達障害に対応できる専門的な医療機関の確保を図ることを目的として実施する「発達障害専門医療機関ネットワーク構築事業の実施について」実施要綱を定め、平成 30 年 4 月 1 日より適用するとしたので通知するというところで、国の補助事業が新規に設けられたものです。事業のイメージにつきましても、最後のページにイメージ図を載せていますが、拠点となる医療機関にコーディネーターを設置し、専門医養成の実地研修等を行う内容となっています。県としましては、こういった国の補助事業もあるということで、活用するかどうかということも含めて考えていきたいと思っておりますが、まずは専門医の方がどれくらいおられるか基礎的な実態把握に努めてから検討していきたいと考えています。段階を踏んで専門機関の御意見も聞きながら専門医の養成等について、検討を行っていきたくと考えています。

元の資料に戻っていただいて、12 ページの中段をお願いします。発達障害者支援キーパーソン登録・活動促進事業についてです。現在の登録状況はご覧のとおりです。こういった方々には、基盤研修を受けていただくとともに専用の交流サイトでの情報交換等をしていただいているところですが、更に中核的な人材育成を図るということから表の下に書いていますステップアップ研修を昨年度から取り組んでいます。13 ページの（3）から（5）については、発達障害児等の支援を目的とした保健師、保育士、また児童養護施設等の施設職員を対象とする研修となっています。中段からは、トータルライフ支援の推進になります。先ず、乳幼児期の支援についてです。アの乳幼児期支援体制整備事業は昨年度から進めており、市町村でモデル事業を実施していただいてガイドラインに取りまとめ、全市町村への普及を目指しています。実施については、県の各保健所の方に協力をいただいているところです。また、ウの障害児等療育支援事業についてですが、特に診断前の発達障害の疑いのある子供が、身近で相談等を受けられるように社会福祉法人等に委託して巡回・訪問相談等を行っています。14 ページをお開きください。上段が障害児等療育支援の事業実績になります。

次に（２）、中段に記載していますのが学齢期の支援です。幼稚園、保育所から小学校への情報の適切な引き継ぎの取組については、平成 28 年度にガイドラインに取りまとめ、全市町村に通知しています。このガイドラインに基づき全市町村へ普及を図っていきたいと考えています。

次に（３）成人期の支援についてですが、発達障害のある方の職場研修を平成 28 年度から実施しています。３年目になりますが、３ヶ月間 2 人の方を県庁の障害福祉課と特別支援教育課で受け入れています。これは、一般就労へ向けたステップであるとともに受入部署でも発達障害のある方に対して、合理的配慮を学ぶという趣旨のものです。

また、昨年度から、発達障害のある方の雇用促進に向けた企業等向けの研修会を実施しており、岡山労働局の共催をいただき、本年度も 10 月に実施を予定しています。

最後の 15 ページです。発達障害についての正しい理解の促進という観点で、自閉症啓発デー、啓発週間における関係団体との協働による普及啓発ということで、表に今年度の取組をまとめています。岡山県自閉症協会を始めとするブルーライトアップ等の取組です。

また、幅広いテーマでのセミナーを開催するというので、毎年セミナーの開催をしまして、本年度は 8 月 8 日に開催を予定しています。16 ページ以降については、各機関の取組状況になります。事務局からの説明は以上です。

議事進行： 何か御意見、御質問はありますか。

自閉症協会： 発達障害者支援コーディネーターですが、未設置の市町村があるということですが、未設置の理由は何でしょうか。

事務局： 市町村規模にもよりますが、規模の小さい所ではコーディネーターを置く余裕がない等です。個々にまだ細かくは捉えていないのですが、例えば事務局の方が忙しくて設置する余裕がまだないとか、必要性があると認識はあるが、そこまでの段階に至っていないということですので、県としては、小規模な所でも事業者に委託して設置しているところもありますので、そういう事例を紹介しながら、設置できる方法を示したいと考えています。

議事進行： 未設置の 3 箇所は、どこですか。

障害福祉課： 新庄村、勝央町、久米南町です。市町村に様々な事情があると思います。ただ、あと 3 つということですので、市町村規模に応じてどういうやり方をしているか、それからコーディネーターになっていただく方も元先生とか保健師とかいろいろな方がおられますので、どういった方を選定してどのような置き方をするのか、非常勤職員にするのか委託にするのか、いろいろな事例を紹介する中で、少しでも早い時期に設置をしていただくようにアプローチしていきたいと考えています。県の方で少額ですが補助金を用意していますので、そういったものも活用していただきながら、な

るべく設置をしていただく、もちろん設置をすることが目的ではないので、どうやってコーディネーターの役割を果たしていただくかというところが本心ですので、そののこのところを含めて働き掛けをしていきたいと思っています。その上で、良いアドバイスをいただけるようでしたらお願いしたいと思っています。

自閉症協会： 私は県北の方ですから、市町村コーディネーターの設置をしていないのが県北ばかりで残念だなと思いますが、私達の方からも熱意を持ってお願いをしているところです。新庄村については、セミナーや相談会を案内させていただいても行政・保護者共に参加される方がおられなかったもので、そういうニーズが全くないのかな、というところもありました。

障害福祉課： 県としては、いま申しました様な取組を引き継ぎ今年度も進めていきたいと思っています。コーディネーターを増やすこともしかり、それからトータルライフ支援ということで、各ライフステージに応じた支援をどうやっていくのかということとともに、それぞれのライフステージとライフステージをどうつないでいくか、ライフステージの間で途切れてしまったのでは1人の人をトータルで支援していくというところにつながらないと思っています。つなぎ目をどのようにしていけばいいのかということが課題の1つだろうと思っています。

それから、もう1つは専門医の方が足りているのか、どのように実際にやっていくかということが非常に大きな課題です。先程ワーキンググループでも取り組んでいくと申しましたが、事務職員は机上では分かりづらいことが非常に多いということで、まさにこういった場で専門の立場からの御意見をいただいて、先程紹介しました国の補助事業、今年度からできていますけども、まだ活用するところまでに至っていません。どういうやり方で専門医といわれる方を増やしていけばいいのか、果たしてどうなれば専門医なのかということも含めて、県庁の中だけでは進めづらい点があるということを課題と思っています。せっかくの機会ですので2点、ステージとステージをどうやってつないでいけばいいのか、それぞれの現場で感じておられる課題などを、それから、専門医を増やしていくために具体的にどういうところから始めればいいのか、その辺りをご助言いただければ非常にありがたいと思っています。

議事進行： 保健福祉課長、いかがでしょうか。

保健福祉課： 私は、事務として、保健福祉部保健福祉課という所で、人事、労務、予算といったことを扱っていて、専門的な知識も余りないところです。今回、国から示している文部科学省と厚生労働省の連名で通知が出ているように、まさに違った部署同士がどうやって連携をするのかということですが、こういった場で意見を出していただくことも大事だと思いますし、ワーキングなり、もっとざっくばらんな意見交換でたくさん意見をいただく必要があると思っています。そんな中で、特に医療の関係というの

は、非常に難しいところがございますので、この辺をアドバイスいただけたらいいかと思えます。

議事進行： ありがとうございます。保健所長が来られていますので、いかがでしょうか。

保健所長会： 確かに地域では、実際に診断する先生が少ないという声はどこかしこで聞きますが、ただ母子保健に関係している部署でもありますので、発達障害では診断で全てが解決するわけではなく、その後の支援システムの中でも、専門病院とリハビリテーション等、その後の必要な支援につながることをセットで考えていかなければいけないです。各市町村には、いっぱいになっているとはいえ、近くに療育施設とか市町村立の施設も含めて医療関係施設があったりとかして、発達障害の診断がついた時に、つながる先というのは他の都道府県と比べたら、十分とは言いませんがまだあるという気がしています。

ただ、そういったことがある中で、診断をする先生と療育支援をする先生では、療育支援をする先生がたくさん増えることで解決してくれる部分もあるのではないかと思いますので、そういう意味では医師に捉われずに、専門職の方によるリハビリも必要だという方法があるのではないかと、ちょっとだけ感じました。

議事進行： さすが医療からのアイデア、そこから出ていると思います。診断だけして、それで事足りるというようにしてしまう医師が非常に多いです。発達障害の専門医だと、県内では余りいませんが、他府県ではそういう方が多いです。診断だけポンと受けると患者さんも家族も、ただどうしていいかわからない、余計にひどい状態が起きます。診断後の手当をセットで考え実施する、あるいは、どこへ行けばどういうサービスが受けられるかということを知って教える、そういう医師を育てる、これが専門医ですね。本当の専門医はそこまで出来ます。

知的障害等があっても重度であれば、また別のものになりますが、発達障害のある人について診断しても上手く行かないから、少し大きくなったらすぐに福祉、教育へ、こういう考えが非常に障害者の人を困らせています。

その人が、どうやれば働けるか、どうしたら生き活きと過ごしていくことが出来るのか。社会や周囲に、何か役に立っていると思えないと人間、段々元気がなくなります。発達障害のある人が働く方へ向けていくことが出来るような、そういう体制を整えていく、その為には、将来的には産業、様々な工場とかサービス業等ですけど、発達障害のある人に適性がある事業というのは沢山あります。発達障害のある人は、本当に、キチッと手抜きをすることなくやりますので、上手くいく場合が多いです。ただ、普通の人のように手を抜きませんから、もう力一杯、短距離走の様に走られますので、そこを理解して、その特性を理解していくことも必要だし、発達障害のある人だからといって、すべての人が同じでは

決してありません。皆違います。この個性を、どう上手くつかみ取っていくかということです。

人口が減少する中で、発達障害の人がどう生きて行くかを考えないといけないです。専門医は今の数で十分足りるのではないか、そういうことも念頭に置きながら施策を考えていただく必要があるのではないかと思います。

(2) 個別の教育支援計画等活用した支援情報の確実な引継ぎについて

議事進行： それでは次の議題2ですが、個別の教育支援計画等を活用した支援情報の確実な引継ぎについて、事務局から説明をお願いします。

事務局： 説明に入る前に、一言お礼と御報告があります。第3次岡山県特別支援教育推進プランの策定に当たりましては、委員の皆様方には大変なお力添えをいただきまして、本当にありがとうございました。

作成するだけでなく、しっかり周知していくということが大切だという御意見をいただきまして、概要版を同時に作成して、本体と合わせて年度末に配布をさせていただいたところです。また、学校や市町村教育委員会に対しては、管理職研修であるとか、あるいは指導主事の研修等でこの概要版と本体を活用しながらプランについて周知を図っているところです。

さて、それでは本題に入らせていただきます。せっかくですのでプランの概要版を見ながら説明をします。概要版9ページを御覧ください。本プランではいくつかの重点項目を設定しています。その中で本日はその内の1つ、個別の教育支援計画等を活用した支援情報の確実な引継ぎについて、皆様から御意見をいただければと思います。目標指標のところですが、特別な支援を必要とする児童生徒の内、各学校の入学時に個別の教育支援計画等を引き継いだ割合というのを前年度から調べています。平成29年度には小学校1年生の段階で33.4%、中学校1年生の段階で41.0%、高等学校1年生の段階で17.1%の児童生徒が個別の教育支援計画等を使って情報の引継ぎをしているという状況です。

今までは支援に必要な情報がどうしても口頭で引き継がれるなど、確実な情報の受け渡しができていないことがあったということがあり、この数値にも表れています。特に、プライバシーの関係で、個人情報に関わるから引き継げないと学校が思い込んでいるケース、あるいは口頭のみで支援を引き継いでしまうために、担任が替わると支援が引き継げない、あるいは校種が変わってしまうために今まで受けていた支援が受けられなくなってしまいうケースが散見されました。特に、担任が替わった時に、そんなことはできないというように支援が途切れてしまう等、大変問題があるということがこれまでもありました。

そこで、行った支援を合理的配慮としてきっちりこの個別の支援計画等に記載して引き継ぐということを、学校あるいは市町村教育委員会に働き掛けているところです。そういった取組を経て、これからはできるだけ早

い段階から支援に関する情報の引継ぎについて保護者としっかり合意形成をして、文書を使って進学就労先に必要な支援を引き継ぐということを徹底していきたいと考えているところです。

特に、本会議のワーキンググループの1つである地域連携のワーキンググループで取り組んでいます。共通支援シートの取組とこの取組を融合させた形で、就学前から小中高とつないでいけるようにしていきたいと考えているところです。これについても校長及び教頭の研修、市町村の指導主事対象の研修等で理解啓発を図っているところです。

本日は、実際の現状であるとか、あるいはどういう内容を記載していくことが大切なのかという引継ぎのポイントに関する御意見、あるいはその他市町村教育委員会や学校に、私どもが働き掛けていく際にどういうことをしっかり伝えていく必要があるのか等、取組の充実に向けた御助言を委員の皆様からいただければと考えています。私からの説明は以上です。

議事進行： どういうことを引き継いだらよいか、どのように引き継いだらよいか、皆様方に御発言いただきたいと思いますが、発達障害者支援センターの方、いかがですか。

県支援センター： 中身につきましては、就学前から就学後に保幼小で、その子どもに合った支援を小学校就学後も引き継いでいくということです。子どもも十人十色ですけれども、集団場面や個別に必要な合理的配慮、親御さんの受け入れ等、その子に必要な情報を引き継ぐということで、取り組まれていると思います。この取組ですが、平成26年27年のモデル事業で始まって、モデル事業に取り組まれた5市町村、プラス1市町村の6市町村ですが、この事業を通じて各市町村の共通支援シートを作りました。これは、学校に入って個別の教育支援計画として、また、新たなものを作るのではなくて、その共通支援シートの中身がうまく連動していくような形になるようにということで、ガイドラインを作って、今申し上げた市町村では連携がなされています。

議事進行： 岡山市の方はいかがですか。

市支援センター： 県の方と同様ですが、引き継ぐもの、共通認識をするものは、必要だと感じています。「りんくるファイル」というものを作っていて、健診後の頃から保護者の方に書いてもらうものですが、使っていく中で、支援者も書ける部分が必要ではないか、書きづらいとか、もっと分かりやすいものという要望もたくさん出ていますので、改訂に取り組んでいこうと考えています。特別支援学校については、使っていただいて、保・幼からの引き継ぎはできていて、中学校へもできていると思います。

市の協議会では、中学校から高校には、なかなかうまく引き継げていないのではないかと、という御意見もいただいています。福祉へのつながりも含めて、青少年期以降のつながりをどうしていくかということは、就労

というキーポイントもあるので、充実したものにしていきたい、今年度取り組みたいと考えています。

議事進行： 保育園、幼稚園から小学校、小学校から中学校、これはある程度作ってきたものが、役に立ってきています。高校に行くときのギャップみたいなものが、前回も問題になっていましたけど、いかがですか。

高校教育課： 中学校と高校の間には、高校入試があります。選抜前の早い段階で、受検者の詳細な情報を伝えることは難しい状況があります。そういった課題を踏まえ、県教育委員会では平成 24 年 3 月に「中学校、高等学校間の情報連携の推進について」という通知を出し、進学先が決定した後に、できるだけ早い時期から、情報交換を可能にするような取組を進めているところです。今後一層推進していきたいと思っています。

議事進行： 個人的には、高校へのそういう情報というのは受け取っている、全部ではないにしても一部受け取っていると聞いていますが、これは全県に、制度としてできている、私立の高校でも同じということでしょうか。

特別支援教育課： 補足の説明をさせていただきます。平成 24 年 3 月にこの通知をした後、追いかける形で平成 25 年にもさらに進めるような通知をしています。そこでしっかりこの個別の教育支援計画等を使って文書で引き継いでいく、ということを進んでいるところです。

また、平成 29 年にも改めて、いろいろな配慮を求める中の 1 つとして連携をしっかりやるように通知しています。

高等学校の方にも情報をもらうのを待つだけではなく、情報がありませんかというような形で聞き取るという形もしっかり行うように働き掛けているところです。今年度からできるだけ早い段階でしっかりそういう連携が進んでいくということ、あるいは、高等学校側が中学校まで教育支援計画を作っているということはまだ知らないケースがあったりするので、しっかり周知していく、その上で、情報を取りに行くということを進めていきたいと考えているところです。

特別支援学級設置学校長協会： 中学校の入学時に個別の教育支援計画等を引き継いだ数字ですが、非常に低すぎるのではないかと思います。これはどういうデータで、この数字が出ているのかと思います。小学校は幼稚園、保育園から、中学校は小学校から、データや支援計画書をいただいています。ただ、これは特別支援学級にいる児童のものだけなのか。実際には、通常クラスにも支援計画書が必要だと思われる生徒が中学校にもいます。ですからこの数字が非常に低いというのは、どこのものかというのが少し気になります。

実際、小学校から中学校に上がる時に、プライバシーや保護者の方の考え、そういったことから必ずしも必要なものが上がってこないという場合があります。この子どもを、どういう支援のもとで育てていけばよ

いかという視点で教えて欲しいという話をしても、なかなか保護者の理解が得られない場合があります。中学校から高等学校に送る場合には、支援学級でずっと教育を受けてきた人についてはあります。

通常クラスの子どもについては、この子については支援計画を作っておいた方が入試の後、高校へ送る時に必要ではないか、作りましょう、という声かけをします。実際は、どこで線を引くのか、どの子までが支援計画が必要かということで、なかなか話が進みにくいところがあります。

県内の一学校の様子を言いますと、小学校までは特別支援学級にいた子どもが、中学校へ来る時には、兄弟関係、あるいは保護者の方の考えで、ポンと通常クラスへやってくる場合があります。こういう子どもは学習がほとんどできていません。どの授業でも受ける用意ができていない。おそらく聞いていても、ついていけない、こんなことをしていたら何の力もつかないと思うような子がいたりします。こういう子の支援計画書を作るという場合に、どういう書き方ができるのかと思います。と言いますのは、特別支援学級でずっと専門的に見ている教師が書くのと、通常学級で見ている教師が書くのではずいぶん違いが出てくると思います。

そのあたりも、保育園、幼稚園から小学校へ行く段階、小学校から中学校へ行く段階、就学指導委員会というのがあると思いますが、その機能が本当に十分働いているのかという気がします。医師が、この子はこのクラスで良いですよというような判定を出しても、保護者の気持ちひとつで、ぱっと変わるという場合があります。これはもう仕方がないことだと思いますが、そういった難しさというのが、実際に小学校、中学校であるということが気になっています。

特別支援教育課： 2つお伝えします。まず1点目で、情報を取りに行くということですが、実際に出向くというよりも各中学校と高等学校が連絡会のようなものをしていきますので、その時に、情報をくださいという働き掛けを高校の方からしてもらおうということです。取りに行くというのは、各学校をそれぞれ回るといような負担がかかるような話ではないので、しっかりその存在を知っておいて、情報をくださいというアプローチを高校の方からしてくださいという意図です。

それからもう1つ数字ですが、これは通常の学級に在籍している児童生徒が対象です。したがって特別支援学級は当然 100%作成であるという前提のもとで、この数字からは除外されます。つまり通常の学級の児童生徒が 100%になるように私たちは頑張っていきたいという思いです。

議事進行： 他にはいかがでしょうか。

自閉症協会： 情報の共有に共通支援シートが有効であるという話があったと思いませんけれども、これについては現場の先生に聞いていただく方が、有効ではないかと思えます。それより前に、共通支援シートができる時に、で

きて実際に運用を開始した時にどういうフォーマットで作られて、どう書いていいのかサンプル的なものを見せていただきたい、ということをお願いしたような記憶が今よみがえってきて、どうだったのかというところが1つあります。それが分かれば、親としてこういう書き方のほうが良いのではないかと、というようなアドバイスはできると思いました。それから教育支援計画も含めてですが、その人のためにどうなるのか、どういうことができるのか、可能性を高めていくようなものを作っていたらなと思います。専門的と言えば語弊がありますが、情報を、その子に携わっていたことから分かることを、いかにその次の先生方に伝えていけるのか、というところが重要ではないかと思えます。考えていただくのは、その子のためであって、学校のためでもないし学校教育のためでもない、その子の教育のためだということをお改めをお願いしたいと思います。

議事進行： 子どもを中心に置いて、その子供をどうしてあげたら何が伸びるか、あるいはこの子だけはちょっと気を付けておかないとだめですよとか、そういうことは必ず避けないように書いてもらいたいです。学級に来ていても全然学習が進んでいないではないかということをお学校の先生は必ず考えられるわけですけど、学校のスケジュールに沿って子供は伸びていくわけではありませんから、こちらが考えているのはこういう方向だけれども、この子はこちらをしたらよいのではないかと、それを見つけるのが教師の仕事ではないかといつも思っています。ここでとりわけ問題になるのは、プライバシーと、その本人の考えにどう連携していくのかと、連携の問題ですよ。

障害福祉課： 学校で引き継いで情報連携していく時に、プライバシーの問題等で、その保護者の方に必ず確認を取られると思いますが、その保護者の方の意見によって情報をつないだりつながらなかったり、どういう手続きが取られるのでしょうか。

事務局： 基本的には、一緒に作成をして、引き継ぐ時にこれを使って引き継いでも良いですかと確認を取るのが原則になります。ただ、特別な支援が必要という方の中に、障害自体の受け入れに困難さを示す方がいたり、あるいは学校の中で共有するのはよいが、学校から外に出すのはやめてほしい、と言われる保護者の方も中におられます。そういうケースが難しいということです。

私どもがお話しをしていますのは、個人情報には伝えられないけれども、合理的に行った配慮は、配慮として伝えることができるということです。目が見えにくいという障害を伝えるのではなくて、見えにくいところがあったので席を前にしましたということは伝えられるでしょう。伝える情報を、個人情報でなくて、配慮の点をそれだけでも書いて伝えるということが、その子のためにプラスになると。障害であるとかIQであるとか、医療機関であるとか、そういうことをお伝えすることに抵抗が

あるときには、それは書かないで、行った配慮についてだけしっかり伝えられるようにしていけたらいいですね、ということはお伝えしています。ただ、市町村によって個人情報の保護条例が異なっていて、ある自治体では法令担当の方に大丈夫と言われたことが、他の自治体では難しいというケースもありますので、それぞれの市町村教育委員会は、どこまでできるのかということはいっしょに確認をしておいてくださいとお話しているところです。

4 その他

議事進行： その他、全体を通して御意見があれば、お願いします。

自閉症協会： 先ほど、7月4日にペアレント・トレーニングの体験研修の実施を予定されているということを知りました。今回の研修で行うペアレント・プログラムの体験内容について知りたいのと、プログラムについては、アスペ・エルデの会の辻井先生がしておられるプログラムがあるのですが、そこで支援者の育成講座もやっておられるので、どのプログラムを使われるのか知りたいです。私自身もできたら辻井先生のところで使われるようなものを御紹介させていただけたらと思います。次の段階で、ペアレント・トレーニングについては、2つ3つのプログラムの手法がありますので、それについてもどれを使っていくのか。まずは4日の研修会のところから教えていただければと思います。

県支援センター： 明日の7月4日が第1回で、2回目が8月31日にあります。今回は家族支援についてということで、発達が気になる子どもと家族を支える地域づくりという演題で基調講演をいただきます。奈良教育大学の式部先生ですが、基調講演の後にペアレント・トレーニングの体験をしてもらいます。家族支援の手法というのはいろいろあると思いますが、その1つとして、ペアレント・トレーニングがどのようなものなのかということをもまずは概要を説明していただいて、参加者が子育てに関わる支援者であったり、保健師であったりするのですが、そういう方が一緒にどんなものをイメージするために、模擬体験をしてみましようというのが7月4日の内容になっています。それから8月31日は、大阪大学の望月先生から地域におけるペアレント・プログラムの実施についてということで、望月先生がされているのは、今言われたアスペ・エルデの会のしているペアレント・プログラムだと思いますが、国が打ち出してきているその手法について、まずは体験してみませんかというものです。考えている家族支援の1つの手法としてのペアレント・トレーニング、ペアレント・プログラムがあると思いますが、ペアレント・プログラムもアスペ・ベルデの会のやり方をそのまま県内に普及していくということではなくて、必要なエッセンスを取り出して、それぞれの地域に応じてマイナーチェンジをしながら導入していけたらよいというスタンスです。これはペアレント・トレーニン

グ、ペアレント・プログラムの両方ですが、どういう形でマイナーチェンジをするにせよ本来の形のものを体験しましょうという意味で、今回の2回の研修会を開催します。

自閉症協会：それぞれのプログラムを作って運用していくというのは、1つのパッケージとして行う理由があると思います。その中からエッセンスを抽出してやるということも考え方としてはあるかもしれないけれども、はたして良いことになるのか、1つ疑問です。もっと遡ると、ペアレント・トレーニングにしても、ペアレント・プログラムにしても、登録商標になってないですね、逆に言ったらそれぞれのプログラムがどういうものであるのかという定義がなされていない。厚生労働省もそういう言葉を使っているけれども、それがどういうプログラムであるのかということは書いてないです。全国でペアレント・トレーニング、ペアレント・プログラムをやりましようという国が旗を振るのであれば、それがどういうものであって、どういうところを目指して行くのか、というのをきちんと説明をしなければ、地域によってやるのがそれぞれ違ってくるといことになります。地域の実情に応じて変えられるところと変えられないところは、あるのではないかということです。これが平成30年31年で支援者養成までしていこうということなので、ちょっとスピードが遅い。どれぐらいの人数を最終的に養成していくのか数字を私は知らないのですが、そこも含めて平成31年の末までに養成ができるのか、よく考えてもらいたいと思います。

議事進行： 要するに事前に相談して欲しいということのようですので、後でよく話をしていただければと思います。労働局の方は、いかがですか。

岡山労働局： 今日の資料の中で、19ページから労働局の取組を書いています。その中で労働局が平成29年度に力を入れた取組としては、5番目の精神・発達障害者しごとサポーター養成講座、この取組に力を入れています。今年度も引き続きやっていきたいと思いますが、精神障害者、発達障害者の方を雇用していただくということを企業の方をお願いをしているのですが、一旦就職された方が短期間で離職されるというケースがどうしても出ます。それは、その職場の中で精神障害者、発達障害者との付き合いがうまくいかない、こういうことが非常に多いということです。精神障害者、発達障害者の方をよく知っていただいて、会社の中で、少しでもそういったことがうまくいくように、そういう講座をやっていこうということで力を入れています。もう1つが平成30年度のところに、企業就労理解促進事業、堅苦しい名前の事業にしていますが、これにつきまして、いろいろな会議の中で、どういう方法が良いのかという、御相談しながら進めていますが、支援機関の職員の方と利用者、保護者の方を対象にして、実際に企業に行っていただく方法と、もう1つ企業の方に障害者雇用についてうまくやっておられる事業所を訪問させていただいて、企業の方にも勉強をしていただく、この辺のところを今年度は労働局としては取り組みたいと思っています。

議事進行： それではこのあたりで議題の方は終了して、事務局にお返ししたいと思います。

司 会： 委員の皆様方におかれましては、貴重な御意見をいただきまことにありがとうございました。それでは以上をもちまして平成 30 年度第 1 回岡山県発達障害者支援地域協議会及び岡山県広域特別支援連携協議会を閉会します。